一般社団法人ブランディングデザイン協会会員規程

第1条(目的)

一般社団法人ブランディングデザイン協会会員規程(以下、「本規程」とする)は、一般社団法人ブランディングデザイン協会(以下、「当法人」とする)の定款の定めによる会費を定めるとともに、当法人の会員の入退会及び会員の特典義務等、当法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定める。

第2条(名称)

当法人は、一般社団法人ブランディングデザイン協会と称する。

第3条(会員)

当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) メルマガ会員は、当法人の理念・活動内容に賛同して入会した個人
- (2) DC (デザインコーディネーター) 会員は、当法人の理念・活動内容に賛同して入会 した個人且つ当法人の「ブランディングデザインコーディネーター資格取得講座」及び「DX デザインコーディネーター資格取得講座」認定者
- (3) 認定講師会員は、当法人の理念・活動内容に賛同して入会した個人且つ当法人の「認 定講師資格取得講座 | 認定者
- (4) 賛助会員は、当法人の理念・活動内容に賛同して入会し、デザイン経営、デザイン思考の啓発・普及において共創していただける組織、団体、企業

第4条(入会申込等)

当法人の会員になろうとするものは、別に定める申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

第5条(会員資格基準)

当法人の会員になろうとするものから前条の申し込みがあったとき、代表理事は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

- (1) 当法人の理念・活動内容に賛同していないとき
- (2) 過去に本規程違反またはその他規程に違反しことを理由として除名または退会処分を うけたことがあるとき
- (3) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき 会員になろうとするものの事業または商品または活動が法令に違反するとき、または著し く社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
- (4) その他協会が不適切と判断したとき

第6条(入会金及び会費)

各会員の入会金及び会費は次の通りとする。

(1) メルマガ会員

入会金 0円

年会費 0円

(2) DC 会員

入会金 0円

年会費 10,000 円 (ただし初年度の年会費は講座費用に含まれる。2 年目以降 DC の称号をご使用いただく場合は、年会費をお支払いいただく。)

(3) 認定講師会員

入会金 0円

年会費 20,000 円 (ただし初年度の年会費は講座費用に含まれる。2 年目以降認定講師の称号をご使用いただく場合は、年会費をお支払いいただく。)

(4) 賛助会員

入会金 10,000 円 年会費 30,000 円

- 2 代表理事は、入会初年度の年会費について、以下の通り減額することができる。
- (1) 8月~10月の入会

減額なし

(2) 11月~1月の入会

各会員の年会費の4分の1の金額を上限

(3) 2月~4月の入会

各会員の年会費の半額を上限

(4) 5月~7月の入会

各会員の年会費の4分の3の金額を上限

- 3 入会初年度の年会費は、第 4 条により代表理事からの入会を承認され、通知を受けた 後、2 週間以内に納入しなければならない。
- 4 入会の翌年度以降の年会費は、当該年度が開始する前日までに納入しなければならない。
- 5 一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

第7条(有効期間)

会員資格の有効期間は、当法人が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第6条に定める 入会金及び会費の入金を確認したときから翌年7月31日までとし、以後、第8条による退 会の申し出または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自 動的に更新されるものとする。

第8条(任意退会)

会員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第10条(会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を6カ月以上納入しないとき

第11条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第12条(会員の特典)

- 1 メルマガ会員は、次の各項目に掲げる特典を有する。
- (1) 当法人からの情報提供(月2回程度)
- 2. DC 会員は、次の各項目に掲げる特典を有する。
- (1) 当法人からの情報提供(月2回程度)
- (2) 当法人が主催するイベント参加費の割引
- (3) コーディネーター業務上の相談
- 3.認定講師会員は、次の各項目に掲げる特典を有する。
- (1) 当法人からの情報提供(月2回程度)
- (2) 当法人が主催するイベント参加費の割引
- (3) 教材提供
- (4) 認定講師登録
- (5) ライセンス申請権利

- (6) 講師活動、業務拡大に関する相談
- 4. 賛助会員は、次の各項目に掲げる特典を有する。
- (1) 当法人からの情報提供(月2回程度)
- (2) 当法人が主催するイベント参加費の割引
- (3) 当法人が主催するイベントへの招待(毎回4名まで無料招待)
- (4) デザイン、DX、ブランディング、経営、産学連携、採用、人材育成の相談
- (5) セミナーや検定の料金割引

第13条(会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- (1) 当法人の決定事項に従う。
- (2) 当法人の会費等を納入する。
- (3) 会員拡大に努める。
- (4) 当法人の会員同士または会員と当法人が実施する事業を通じて知り合った者と事業を 行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと。
- (5) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を代表理事に提出すること。 会員が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、当法人は、その責 任を負わないものとする。

第14条(会員名簿)

当法人は、会員の名称または氏名及び電子メール等を記載した会員名簿を作成する。

第15条(事務所)

当法人は、主たる事務所を千葉県佐倉市上座 1238-1 に置く。

第16条(会員規程の追加・変更)

本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、社員総会の決議により定める。

- 2 当法人は、社員総会の決議により、本規程の全部または一部を変更することができる。
- 3 当法人の社員総会の議決により変更された本規程は、当法人の Web サイト上に掲載 された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規程に拘束される。

第17条 (機密情報の保護)

当法人は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

第18条(個人情報の保護)

当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第19条(免責及び損害賠償)

会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第20条(法令の準拠)

当法人の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、当法人が別途 定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

以上、当法人の総ての会員に本規程を適用するものとし、総ての会員は本規程に同意し、遵守するものとする。

附則

本規程は、令和6年10月1日から施行する。

2 この会員規程は、社員総会の議決を得なければ改正することができない。